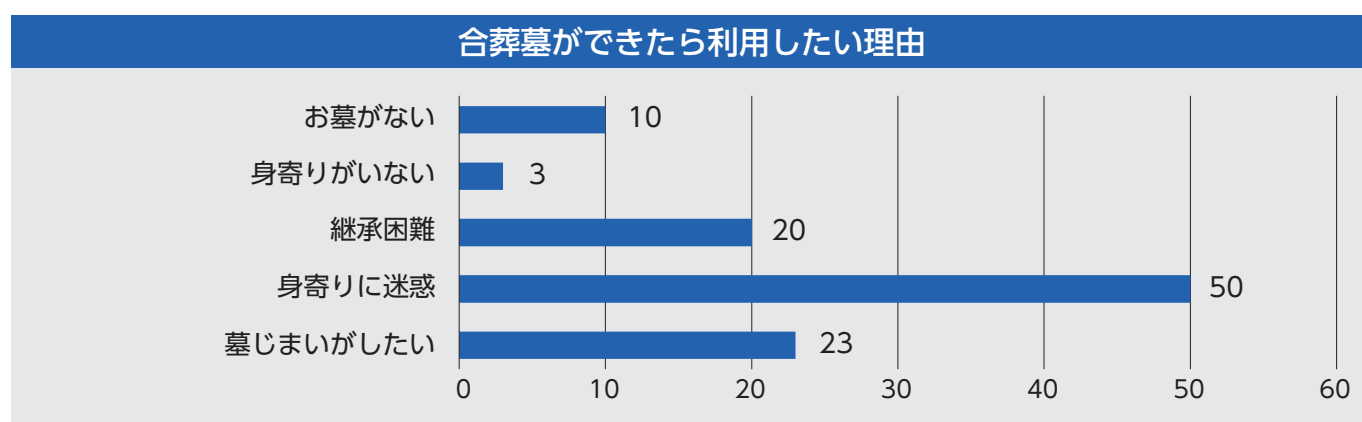
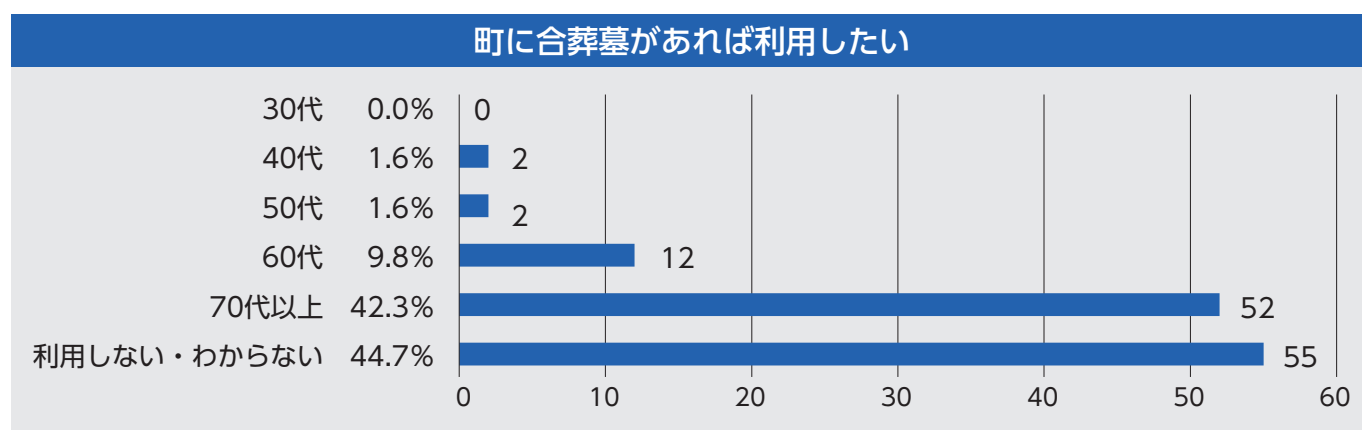


合葬墓設置のアンケート調査結果

近年、少子化の影響や親族が遠方に居住しているなどの理由により、墓地や遺骨の整理を心配する声が全国で広がっています。中頓別町も例外ではなく、ここ数年の「町長おじゃまします」で参加された住民から、町に合葬墓の建設予定はないのかと、意見が寄せられてきたことから、合葬墓に対するアンケート調査を実施しました。

町内在住30歳以上の世帯主の中から467世帯へ送付。214世帯から回答が寄せられました。



全体回答率は45.8%(214/467)となり、年齢別で見ると60歳以上が8割を超える回答となっています。当町の高齢化が進み、お墓の悩みを抱えているのが、アンケート調査からも推測できます。また、各項目別にみると60歳以上の方の回答率が高く、関心があるとうかがえます。

「合葬墓を知っていますか？」との質問では、67.8%(145/214)の方が認知していると答えられており、管内でも設置され始めていることから、関心は高まってきていると思われます。

「町に合葬墓が必要か？」との質問では、57.5%(123/214)となり、回答者の6割弱ほどが必要だと感じています。年齢別では、ここでも60歳以上が大半(106件)を占め、将来的な不安を持つ方が多いことが予想されます。

「合葬墓ができれば利用したいか？」との質問では、同数(123/214)の方が利用したいと回答されています。しかし、管内のある町村で、同様の設問に対し、当町と同数程度の回答があり、設置されましたが、現状では利用者が数十件と伸び悩み、その背景には利用料負担や家族間協議のうえ、都市部の合葬墓へと決断してしまう状況となっております。



※合葬墓とは

一定期間、御遺骨を骨箱または骨壺でお預かりする納骨棚と、御遺骨を一つの合葬式のお墓に埋蔵する形式です。管理は設置市町村が行うことが多く、何らかの理由により納骨棚の使用を取りやめた時は、御遺骨を引き取ることができますが、合葬式のお墓に一度埋蔵すると、二度と取り出すことができなくなります。

※参考例

床面積：12㎡（約7畳分）の合葬墓で、納骨棚64体 約600体の埋蔵ができるものとして、設計委託費約：200万円 建設費：1,500万円 備品：100万円の経費がかかる試算が出ました。

アンケート調査では、合葬墓設置検討に加えて、火葬場についてもお聞きしております。その回答内容は、合葬墓に関することよりも多く寄せられ、トイレ・待合室の改修やバリアフリー化・施設内の清潔感という意見がとて多かったです。町民が要望する優先順位は、合葬墓設置よりもまずは、火葬場を綺麗に整えて欲しいのではと感じます。大切な方の最後を見送るに相応しい場となるよう、合葬墓設置も含め、皆様方のご回答・ご意見を参考に、協議を進めていきたいと思っております。

お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)

相続登記の義務化始まる！

～旭川地方法務局からのお知らせ～

公共事業、復興事業などの土地利用を阻害する所有者不明土地の問題は、相続登記がされないことが大きな原因となっています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより、不動産を所有する方が亡くなられた場合、その相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。これは、すでに発生している相続も対象となり、令和6年4月1日から3年以内に相続登記が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局登記部門

電話0166-38-1146（直通）

※受付時間平日の午前8時30分から午後5時15分まで（年末年始・祝日を除く）

【手続の詳細】法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html